

審査基準

A-f-10
令和元年9月24日作成

法令名	: 警備業法
根拠条項	: 第23条第5項において準用する第22条第6項
処分の概要	: 合格証明書の再交付
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項、第5項 (合格証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	: 14日
申請先	: 合格証明書の交付申請をした警察署の生活安全課窓口
問い合わせ先	: 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備考	